

(11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

コ 建築基準法に規定する災害危険区域等にある建築物の移転であって、次に掲げるもの。

- (ア) かけ地近接危険住宅移転事業として行う移転
- (イ) 地すべり等防止法の規定による承認を得た関連事業計画に基づく移転
- (ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の勧告に基づく移転
- (エ) 建築基準法の命令に基づく移転
- (オ) その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づくもので、(ア)から(イ)までと同等と認められるもの。

対象となる建築物が市街化区域にある場合の取扱いについては、イと同様とする。

サ 市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設であって、次に掲げるもの。

- (ア) キャンプ場、スキー場等第 2 種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設に設けられるその管理、利用上不可欠な施設
- (イ) 第 2 種特定工作物の利用増進上不可欠な宿泊施設